

愛知県立瑞陵高等学校（全日制）

いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、情報交換を密にし、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、いじめ対策委員会を設置する。

(1) いじめ対策委員会について

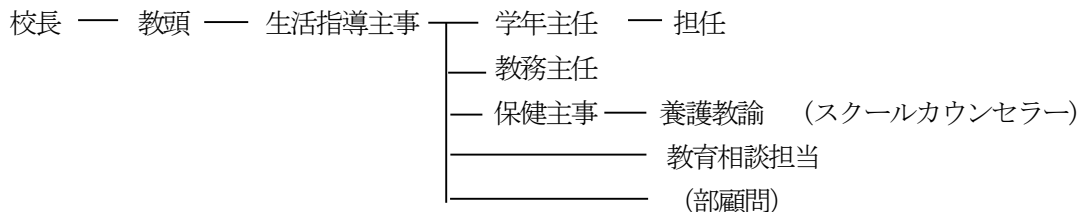
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生活指導主事、保健主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭担任（必要に応じて、部顧問や外部の専門家であるスクールカウンセラー等を加える。）

イ 指導・支援チーム

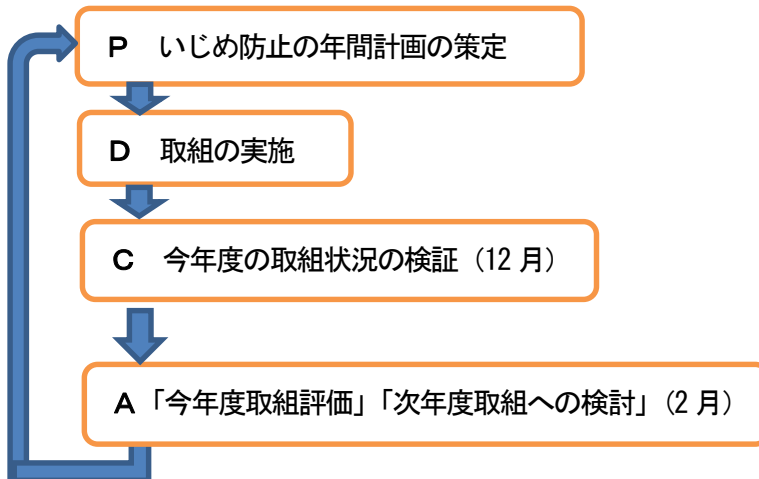
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、毎週行われる学年会で情報交換、検討をする。毎月いじめ対策委員会を実施し、学年会で上がった事案を報告し、対応を検討する。いじめによる不登校に関しては、教育相談委員会と連携して対応する。ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2)いじめ対策委員会の役割や機能等

ア 取組の検証（PDC Aサイクル）



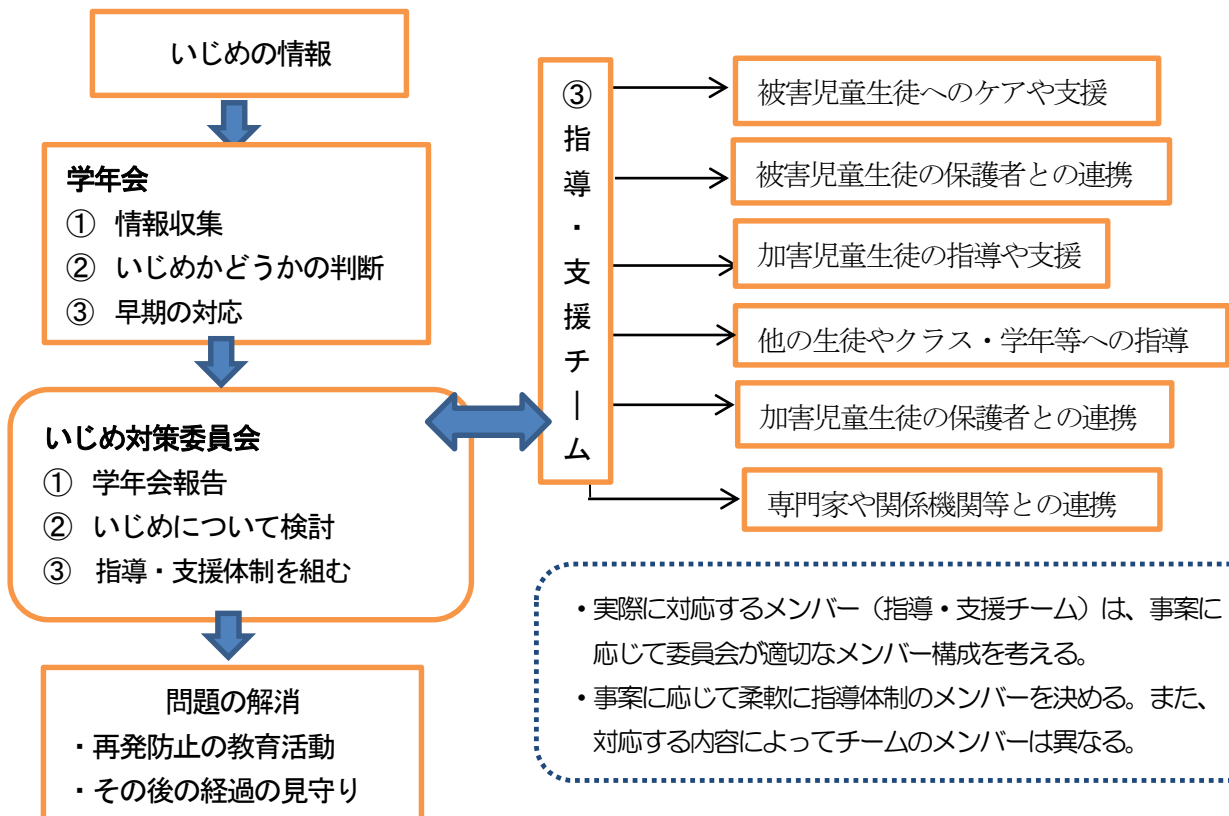
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・いじめ対策委員会で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・毎週実施される学年会において、情報交換を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

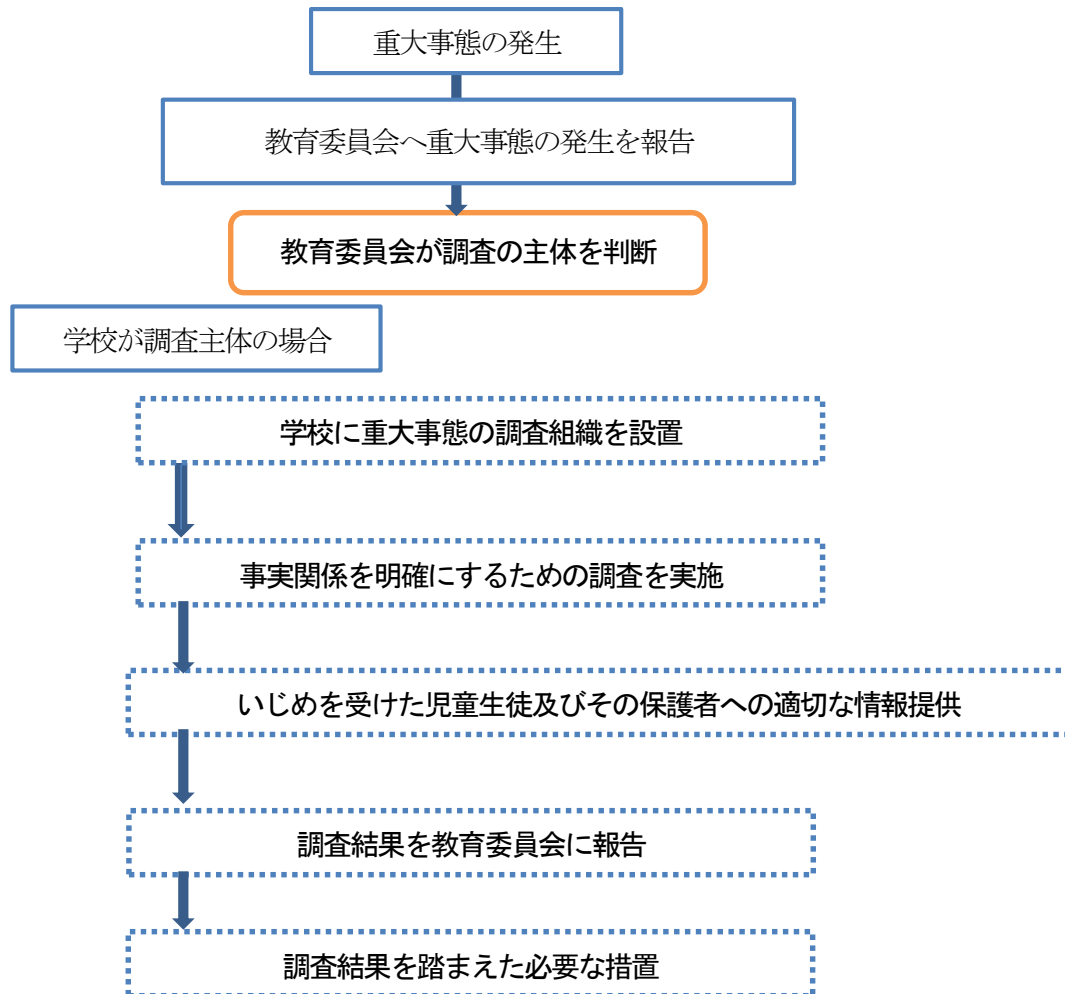
- ・「本校の学校生活ルール」について生徒に説明し、保護者に通知する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を、学校経営案に掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、いじめ対策委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 日頃より情報交換を密にし、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 各学期に一度は個人面談を実施し生徒理解に努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ いじめについての学校の指導方針を全生徒に毎年周知する。
- カ ITを利用してグループワークを実施し、自己理解と他者理解を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに学年会で報告をし、必要に応じて

いじめ対策委員会を開き組織的に対応する。

ウ 生活指導部が主体となり、「いじめアンケート調査」を実施する。

エ 毎時の授業、毎日のST、登下校指導、巡回指導から生徒の学校生活の変化を見逃さないよう努める。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら学年会で情報交換・検討をし、早期の対応に努める。必要に応じていじめ対策委員会で報告・検討し、組織的に対応する。

イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	教育相談委員会「いじめ・不登校対策」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週学年会で情報交換・検討実施 いじめ対策委員会実施 健康調査の実施(保健厚生部) 個人面談実施(担任) 新入生オリエンテーション実施 	<ul style="list-style-type: none"> 授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 スクールカウンセラー来校 		<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導(生活指導部)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週学年会で情報交換・検討実施 いじめ対策委員会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート実施(生活指導部) 	<ul style="list-style-type: none"> PTA役員会(総務部)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週学年会で情報交換・検討実施 いじめ対策委員会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの結果報告(生活指導部) 	<ul style="list-style-type: none"> PTA役員会(総務部) 交通安全指導(生活指導部)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週学年会で情報交換・検討実施 いじめ対策委員会実施 長期休業中の生活指導(生活指導部) 	<ul style="list-style-type: none"> 授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 スクールカウンセラー来校 		
8月				
9月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週学年会で情報交換・検討実施 いじめ対策委員会実施 個人面接実施(担任) 	<ul style="list-style-type: none"> 授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 スクールカウンセラー来校 		<ul style="list-style-type: none"> PTA役員会(総務部)
10月	<ul style="list-style-type: none"> 毎週学年会で情報交換・検討実施 いじめ対策委員会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート実施(生活指導部) 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全指導(生活指導部)

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週学年会で情報交換・検討実施 ・いじめ対策委員会実施 ・人権講話 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 ・スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの結果報告（生活指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 役員会 ・交通安全指導（生活指導部）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週学年会で情報交換・検討実施 ・いじめ対策委員会実施 ・長期休業中の生活指導（生活指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 ・スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度いじめ・不登校対策の検証（いじめ対策委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 役員会（総務部）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週学年会で情報交換・検討実施 ・いじめ対策委員会実施 ・個人面接実施（担任） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 ・スクールカウンセラー来校 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週学年会で情報交換・検討実施 ・いじめ対策委員会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 ・スクールカウンセラー来校 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度いじめ・不登校対策評価、次年度取組検討（いじめ対策委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 役員会（総務部） ・交通安全指導（生活指導部）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週学年会で情報交換・検討実施 ・長期休業中の生活指導（生活指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、STでの生徒観察、登下校指導、巡回指導の実施 		